

社会福祉法人立山町社会福祉協議会役員・評議員及び評議員選任・解任委員会委員の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人立山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員が職務のため勤務したときの報酬及び旅行したときの費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の報酬及び費用弁償は、町から給与を受ける職にある者には支給しない。ただし、勤務を要しない時間に役員等の執務をなした者に限り支給することができる。
- 3 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(報酬の支給)

- 第 2 条 年額による報酬を受ける役員が離職し、又は死亡したときの報酬は前月分までは月割とし、その月分はその月分における在職日数を基礎として日割りをもって支給する。

(費用弁償)

- 第 3 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員が職務のため会議、旅行したときは、別表に掲げる費用を支給する。

(支給方法)

- 第 4 条 報酬及び費用弁償の支給方法は、本会の給料及び旅費規程の定めるところによる。

(細則)

- 第 5 条 この規程に定めるもののほか、報酬、費用弁償に関し必要な事項は、評議員会で定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

別表

区 分			報 酬	費 用 弁 償						
				会 議 出 席 (1回につ き)	鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃 円	車 賃 円	日 当 (1 日 につ き)	宿 泊 料 (1夜につ き)		食 卓 料 (1 夜 につ き)
								県 外	県 内	
役 員	理 事	会 長	年額 360,000 円				円	円	円	円
		そ の 他		2,000 円						
	監 事			2,000 円	普通運賃	実 費	2,000	11,000	10,000	2,000
	評 議 員			2,000 円						
	評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員			2,000 円						